



第5回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議録

会 長	事務局長	室 長	事 務 局
			

会議場所	尾三消防本部庁舎3階 講堂		
会議日時	平成29年8月7日(月) 午前11時00分から午後0時5分まで		
出席者数	12名		
出席者	会 長	み よ し 市 長	小 野 田 賢 治
	副 会 長	豊 明 市 長	小 浮 正 典
	副 会 長	長 久 手 市 長	吉 田 一 平
	会長補佐	日 進 市 長	萩 野 幸 三
	会長補佐	東 郷 町 長	川 瀬 雅 喜
	委 員	みよし市議会議長	塚 本 克 彦
	委 員	日進市議会議長	小 野 田 利 信
	委 員	東郷町議会議長	井 俣 憲 治
	委 員	豊明市議会議長	月 岡 修 一
	委 員	長久手市議会議長	加 藤 和 男
	委 員	尾三消防組合議会議長	山 内 勝 利
	参 与	愛知県防災局消防保安課長	勝 股 卓 生
欠席者	なし		
構成市町で同席した者の職・氏名	みよし市総務部長	原 田 清 明	
	みよし市政策推進部参事	佐 藤 正 美	(愛知県から派遣)
	みよし市総務部防災安全課長	山 田 浩 昭	
	日進市総務部長	須 崎 賢 司	
	日進市企画部長	金 山 敏 和	(愛知県から派遣)

	東郷町参事	粕谷良伸	(愛知県から派遣)
	東郷町総務部長	野々山睦憲	
	東郷町総務部安全安心課長	磯村達己	
	豊明市消防長	土屋正典	
	豊明市消防本部消防総務課長	稲垣 聡	
	長久手市参事	平野泰久	(愛知県から派遣)
	長久手市消防長	吉田弘美	
	長久手市消防次長	加藤龍寿	
	長久手市消防本部総務課長	出口史朗	
尾三消防本部 で出席した者 の職・氏名	消防長	安藤吉伸	
	書記長	村瀬周孝	
	会計管理者	野々山 尚	
	次長	石川敦司	
	次長	近藤信之	
	次長	小塚法人	
	総務課長	伊豆原正人	
事務局で出席 した者の職・ 氏名	尾三消防本部参事	光岡秀次	(事務局長)
	総務課消防広域化推進室室長	酒井雄二	
	総務課消防広域化推進室	高村篤志	
	総務課消防広域化推進室	和藤 健	(豊明市派遣)
	総務課消防広域化推進室	久保田直也	(長久手市派遣)
会議録 署名委員	東郷町議会議長	井俣憲治	
	豊明市議会議長	月岡修一	
傍聴人	4名		

会議に付した協議事項及び結果

協議事項	内 容	結 果
協議第 17 号	「消防本部の位置」について	原 案 可 決
協議第 18 号	「部隊運用等」について	原 案 可 決
協議第 19 号	「指令センター運用」について	原 案 可 決
協議第 20 号	「消防署等の名称」について	原 案 可 決
協議第 21 号	「採用計画」について	原 案 可 決
協議第 22 号	「議員選挙方法」について	原 案 可 決
協議第 23 号	「議会運営」について	原 案 可 決
協議第 24 号	「教育訓練・研修等」について	原 案 可 決
協議第 25 号	「通信施設」について	原 案 可 決
協議第 26 号	「消防団との災害時の連携」について	原 案 可 決

会議に付した報告事項及び結果

報告事項

- (1) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第4回消防部会検討調整結果について

全項目承認

- (2) 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会第4回総務部会検討調整結果について

全項目承認

午前11時00分 開会

【みよし市長】

本日は、大変お忙しい中、第5回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会にお集まりいただき、ありがとうございます。

さて、各分科会員・専門部会員につきましては、消防広域化に向けまして、通常業務との並行作業となり、大変ご苦勞をおかけしますが、皆様のご協力のもと、より良い方向に向かっていきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

本日は協議事項10件が提出されております。活発な議論をしていただくとともに、円滑な議事の進行にご協力をお願いし、会議時間も限られておりますので、簡単ではありますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。

11時01分 開議

【事務局】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会規約第8条第2項の規定により、会長を議長といたします。それでは議長、議事の進行をお願いいたします。

【議長】

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会会議運営規程第4条第2項の規定により、議長から会議録署名委員を指名いたします。

東郷町議会議長 井俣憲治委員、豊明市議会議長 月岡修一委員、以上おふたりを本会議の会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。

協議第17号「消防本部の位置」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

本日の事務局説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

協議第17号「消防本部の位置」について、説明いたします。資料No.1ご覧ください。検討調整結果につきましては、現在の尾三消防本部（愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地）を広域化後の消防本部の位置とする。と検討調整されました。

広域化後におきましても、管内のほぼ中央に位置する、現在の尾三消防本部の位置を広域化後の消防本部の位置とするものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第17号「消防本部の位置」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、「消防本部の位置」については、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第18号「部隊運用等」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第18号「部隊運用等」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、現在の尾三消防本部警防規程に基づく災害種別毎の出動車両及び出動車両数を基本とする。と検討調整されました。建物火災を例に挙げますと、現在の尾三消防本部警防規程に基づきます出動車両は、ポンプ車4台、水槽車2台、救助工作車1台、指揮車等2台、調査車1台の計10台が出動しており、広域化後につきましては、豊明市内及び長久手市内で建物火災が発生した場合にも、同様の出動車両となります。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第18号「部隊運用等」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第18号「部隊運用等」については、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第19号「指令センター運用」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第19号「指令センター運用」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センターを新組織の指令課として運用する。人員については、新組織決定後に調整することとするが、現在の指令センターの人員（19名）を維持する。ただし、指令業務の安定運用を考慮すると、指令課長以下20名体制（日勤2名、交代制勤務員18名）が望ましいと考える、と検討調整されました。現在の指令センターにつきましては、交替制勤務員15名及びセンター長以下日勤者4名で勤務しております。広域化後につきましては、日勤者の内3名を交替制勤務とし、1当務6名の3係制で、交替制勤務員を18名とするものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。このことについて、ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第19号「指令センター運用」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第19号「指令センター運用」につきましては、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第20号「消防署等の名称」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第20号「消防署等の名称」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、消防署の名称は、日進消防署、みよし消防署、東郷消防署、豊明消防署及び長久手消防署とする。出張所の名称は、日進消防署西出張所、みよし消防署南出張所、豊明消防署南部出張所とする。と検討調整されました。消防署は住民に最も身近な消防機関であることから、現在の尾三消防本部の各消防署につきましては、現在の名称を引継ぎ、新たに加わる、豊明市消防署及び長久手市消防署については、大幅な変更を加えず、現在の消防署名から「市」を削るものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、「消防署等の名称」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第20号「消防署等の名称」につきましては、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第21号「採用計画」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第21号「採用計画」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、新組織の定員適正化計画に基づき職員の採用計画を決定する。

なお、広域化当初に係る当面の採用計画については、広域化前に策定する。と検討調整されました。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【尾三消防組合議長】

適正化計画による当面の採用計画については、広域化前に策定すると謳っていますが、いつ頃を目標に考えているか伺いたい。

【議長】

事務局お願いします。

【事務局】

時期につきましては、広域消防運営計画を策定する前までに協議の中で決めていきたいと考えています。

【議長】

よろしいですか。

【尾三消防組合議長】

具体的な日程は、まだ載っていないということによろしいですか。

【議長】

事務局再度説明願います。

【事務局】

後ほど、スケジュールのところで説明させていただきたいと考えていますが、この時期に運営計画を策定したいと示していますので、そこまでには、当面の採用計画を策定したいと考えています。

【議長】

よろしいですか。ほかには、いかがですか。

【みよし市議長】

10ページの説明欄を見ると、29年度及び30年度で豊明市と長久手市は、職員の採用をなしと定めていますが、30年度の採用については、すでに始まっています。適正化計画の中で、現状の採用計画と広域化とどのように連携しているか説明をお願いしたい。

【日進市長】

関連で質問します。今募集していないと30年4月には採用できない。ご質問はごもっともと思いますが、後程、スケジュールが出てくると思いますが、こういう問題を整理せずに、ここに書いてあるように広域化当初に係る当面の採用計画は、広域化前に策定するという事になっているわけなので、この作業が、計画と実態が乖離している。こういうものをきっちり整理しない限り、今日まで議論してきたことは当たり前前を議論してきたので、何もしようがないが、一言申し上げると、本当に広域化後の姿が、どのようになるかということが、まず絶対必要であると思う。こうすることで、結果として採用をどうするのか。結果として配備をどうするのか。こういう問題と直結している。私がお願いしているのは、30年4月広域化ありき論でいいが、30年4月までに積み残しておいて、4月にスタートすればということでは片付かない。給料の問題、どこに配置するか、全体が決まらない限り配備計画が決まるわけがない。と私は思っている。この参考の計画を読んでも思いましたが、これは、なかなか答弁しづらいと思います。今から採用計画を出しても採用できません。

【豊明市長】

豊明市の状況で言うと、30年4月1日に入庁する消防職員はいません。

今年は、消防は採用の事務をしていません。ですから、基本的に豊明市も長久手市も同じと思いますが、消防の広域化を前提に事務を進めていますので、尾三消防本部と統合した場合に必要ななくなる消防職員を雇うことはできないのでそういった形で進めています。以上です。

【長久手市長】

長久手市についても採用は、していません。

今思うに、来年度必要な予算がありますが、どこの段階で相談があつて、誰が決

裁していくことになっているのでしょうか。

【議長】

ほかに、ご意見はございませんか。

【豊明市長】

日進市からの申し出で調査をした状態で、消防の広域化の効果として結果が出ています。全体を当初の状態で広域化した場合に6名を減らすことができる。340人を334人にできるという結果が出ているので、豊明市も長久手市も採用を自制している状況であるということです。

【日進市長】

豊明市から提案された内容については、聞いております。しかし、これは、全体の合意事項になっていません。だから、合意事項を急げと言っている。提案があつて、長久手市長も言ったように、どこで、何が、どのように決められていくか、見える形で結果を出して欲しいという話をしていますので、その結果として採用が0であれば結構だと思いますが、これも全体計画が決まった中で位置づけると明確になるわけですが、私の方は0にしましたからと言われても、全体数の把握がない中で、作業が誰でも見える形でなければならない。全体計画で、将来形が、5市町全体の消防力がどうなるのかということだと思ふ。

【豊明市長】

私が聞いている限りでは、ここに書いてある、広域化当初に係る当面の採用計画については、事務局の方で、早い段階で出せる状態にあると聞いています。

【日進市長】

全体計画は、まだ出ていない。

【豊明市長】

全体の計画についても、すでに調査が終わっているので、基本的には各市町それぞれ協議を詰めている状態で、大きな方向性としては、話を進めていただいていると聞いています。

【日進市長】

いや、合意していない。

【豊明市長】

合意は、していません。

【日進市長】

だから、この採用計画はどうなるのかという話が出てくるわけで、これが合意できていけばこうならない。

【みよし議長】

当市は、議長が代わりまして本日初参加で資料を読ませていただいておりますが、この文言の中で、定員適正化計画を定めるのを広域化当初にと書いてあるので、もう定めていないと現状の人員が多いか少ないか、減らせるのか減らせないのか既にデータで出ている。その中で、採用計画がどうなっていますかと聞いているので、明らかに4月1日に広域化をスタートするのであれば、現有の尾三消防の人員に豊明市、長久手市を足した場合にどうなっていくのかという絵がないと、採用が0ですと言われても0どころか減らしてもらわないといけなかもしれない。適正化計画を見せていただかないと、この資料だけを見ると、豊明市は5名採用する予定だった、長久手市は5名採用する予定だったのだから、人員が少ないと判断しているので、それを伺っている。

【議長】

事務局、答弁をお願いします。

【事務局】

事務局から説明いたします。10ページの豊明市と長久手市の現状のところの適正化計画による採用計画につきましては、広域化を見据えたものではなく、単市で運用した場合の計画となっています。広域化を見据えてということで、先ほど両市長から説明がありましたように、30年度のそれぞれの採用は、ないと聞いています。尾三消防組合に関しては、退職補充のみの採用計画で確実にできています。その後、追加で、2年、3年後の当面の採用計画も速やかに作成していくという形になります。新組織の定員適正化計画については、概ね10年をスタンスとした形で作り上げるものですが、これにつきましては、広域化後、速やかに作成するという形になります。

【日進市長】

結論から言うと、広域化すると全体数は、他市の団体と比べて多いと思う。適正化の全体条件は、単純に足すのか。そうすると、これをどういう形で持っていくかで、10年先まで待っていたら、過剰な人員を排出しないといけない。いずれ定年が来るからやめていく10何年経つだろうからいいというのではだめだと思う。だから、来年4月から動かそうとっているわけだから、どこの消防署にどれだけの人材がいるのか、それが、平準をオーバーした時にそのオーバー分をどう解消していくのかということを実際にやっついていかないと、負担金が増えるし、広域化しても何にも意味がない。これが全体に影響してくる。たとえば、豊明市の数が多いとすると、その費用負担は持ちますというだけではだめだと思う。全体としてどうなっていくんだというのがわからない限り、職員は一緒になるわけだから、日進消防署の職員が豊明に行くかもわからない、豊明の職員が長久手へ行くかもわからない。みんな、一緒にならないとだめだと思う。それが、広域化のメリットだから、それを強調する計画を作り上げないといけない。10年計画としても、来年始めたとしたら、みんな後送りなのか。

【豊明市長】

すでに示せる状態になっていると思います。この協議会が、通っていないだけで部長レベルのところまでは上がっているはずで、上がっていると聞いています。今日の協議会の段階で示せる状態になっていないだけだと思います。

【事務局】

事務局から追加させていただきます。職員の配置については、他の協議事項となっています。これにつきましては、現在も協議中です。この配置計画に基づきまして、人数がどれだけいるかということが決まれば、その後に採用計画とリンクされます。職員配置は、重要40項目のうちの一つになりますので、これが決まらなければ、全項目が決定されません。この件も含めて現在協議中ですので、その後に、10年スパンの採用計画を作成していくという形になります。

【議長】

採用計画は、いつ提示できるのか。

【事務局】

現在協議中の職員配置が決まらなければ、採用計画を作り上げることはできないこととなります。

【議長】

継続協議を専門部会で行ってもらっているのか。日程としては、どうか。

【事務局】

広域消防運営計画で網羅することとなりますので、平成30年4月ということから10月までには、お示ししなければなりません。

【みよし市議長】

私の質問と違う方向にいつていますので、元に戻させていただきますが、私がうかがったのは、新組織の定員適正化計画に基づいて採用計画を出しますよと、書いてあるわけで、定員適正化計画は、できていないわけです。組織図が決まっていなからということ。ただし、広域化当初の採用計画は、広域化前に策定するというになっているわけです。広域化前というと、1年しかない中で、豊明市と長久手市は自前の職員は採用しませんと、ということは0です。それが計画として出てこない、策定するといわれても時間がない中で、適正化計画のことは言いませんけども、聞けば答えが出てきてそれを書いてあれば済んだのですが、山内委員からも、いつ策定するのですかという質問が出たわけです。現状の広域化前の尾三消防の採用計画はどうですかと。豊明市と長久手市は、広域化を前提に0にしていますと言っていますので、それを報告してください。

【議長】

事務局お願いします。

【事務局】

広域化前の採用についてということでしょうか。

【みよし市議長】

30年4月に何人採用するのか。ということ。です。

【事務局】

尾三消防組合の30年4月の採用につきましては、退職の補充として数名ということ。です。豊明市、長久手市につきましては、先ほどあったように採用なしということ。です。

【日進市長】

0にするということは、どういうことかと言ったら全体数としてオーバーするという前提の中で0といっているの、0でもいいけど、来年はどうするのか、再来年はどうするのかという案が出てきて、0という意味が生きてくる。これでは、生きてこない。今、合わせるとたとえば、100も200も適正計画というけれど、今の消防署がある中で適正配置をすると、必要な人数がだいたい出てくる。でも、総務部門を含めて膨らんだ部分について、今の適正にはめていった時にどれだけの人数が、当初余るのかというところをどのように解消して、全体として実情に合った形に戻していくのかということが、暫定的にないといけない。来年、何人採用するか、豊明市も長久手市も広域してしまえば、尾三消防が何人採用するのかということだけだ。たまたま、今年は、そういうことを配慮して、来年は、豊明市と長久手市は採用しないと言っている。そのことを言わないと、意味が出てこないのではないか。当初、この話が出た時から言っている。事務の合理化や消防の合理化がこれを契機に行えるということでない、同じように採用して同じブロックに配置しておくなら意味がない。広域化論というのは、みんなが得するためにやっている。

【事務局】

先ほど説明させていただきましたとおり、職員の配置計画という中で、協議を進めております。

【日進市長】

その話が出れば、この話は問題ないと思う。

【東郷町長】

先程、事務局の答弁の中で、10月までに適正化計画というものを作って、それができると配置計画ができるということが書いてあって、それを今粛々と行っているというのと私は説明を受けている。だから、10月までに適正化計画を作って併せて配置計画も作るという事務局の答弁と聞いていたが、それをはっきりと事務局が言えればいいと思う。要は、広域化のメリットというのは、すでにお金をかけてコンサルの方でしっかりと報告書を作っていて、これを皆さんにご理解いただいた上での議論と思っていますから、また戻るような議論では前に進まない。事務局が今やっていることをこうだと言っていたらいいと思う。それを幹事会で、内容について、しっかり議論してここへ上げてきていただく。10月までにやるということが書いてあるわけだからその方向で進めていくということをはっきり言わないから、こういう話になっていくと思うので、今申し上げたことを確認して

いただけたらいいと思います。

【議長】

採用計画について、期日を言ってもらう中で、承認する方向で進めていくということだと思いますが、もう一度、事務局から言ってもらえますか。

【事務局】

30年度の採用につきましては、尾三消防組合は退職補充として数名、豊明市及び長久手市については、採用なしということでございます。

ただし、当面、広域化後3年後程度までの採用計画については、現在協議中であり職員配置の結果を見まして、同時に策定してまいります。それから、これとは別に定員適正化計画については、10年スパンで計画を行うものなので、広域化後に作ってまいります。以上です。

【議長】

提出するのは、10月ですか。

【事務局】

それまでに作らなければならないという状況だと思います。

【議長】

次回には、出されるということによろしいですか。

【事務局】

次回、すべての協議事項が整わなければ、現在目標としている期日での広域化は無理でございます。

【議長】

全部ではなく、先ほどの採用計画の適正化計画に基づきというところは、どうなのか。

【事務局】

ですので、10月の時点で全部が決定していなければ、期日を守ることはできないことですので、継続して協議という形になります。

【議長】

無理かどうかは、事務局が判断するわけではなくて、協議会で判断するわけだから、今言った内容については、10月に出してもらえるということでもいいですか。

【事務局】

協議調整が整えば、次回の協議会には出させていただきます。

【議長】

ということですが、よろしいですか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、たくさんのご意見が、出ているところですが、協議第21号「採用計画」について、よろしいですか。

【委員】

<ここは、これで良いとの声>

【議長】

10月までに策定するというので、よろしいですか。

【事務局】

職員の配置計画が、協議でまとまれば、次回に出させていただきますということになります。

【議長】

では、協議第21号「採用計画」について、たくさんのご意見をいただきましたので、事務局としては、まとめる中でしっかり対応してください。それでは、「採用計画」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第21号「採用計画」につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、協議第22号「議員選挙方法」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第22号「議員選挙方法」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、構成市町の議員選出方法によって選出する。と検討調整されました。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第22号「議員選挙方法」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第22号「議員選挙方法」につきましては、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第23号「議会運営」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第23号「議会運営」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、現在の尾三消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定することが望ましいと考える。議会運営委員会の委員数は、5人とし、各市町1人を選出するのが望ましいと考える。と検討調整されました。現尾三消防組合議会運営委員会条例では、議会運営委員会の委員の定数は6人と規定されてい

ます。広域化後は、構成市町が5となりますので、各市町から1人の選出とし、定数を5人とするものです。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたら、お願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第23号「議会運営」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第23号「議会運営」につきましては、原案のとおり決定しました。

続きまして、協議第24号「教育訓練・研修」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第24号「教育訓練・研修等」について説明いたします。検討調整結果につきましては、現在、3消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織規模に応じて統合して実施する。と検討調整されました。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第24号「教育訓練・研修等」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第24号「教育訓練・研修等」につきましては、原案のとおり決定しました。

次に、協議第25号「通信施設」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第25号「通信施設」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、通信施設の機器は、現行の施設（指令センター、各署所及び車両の指令系機器並びに無線機器）を継続して使用することとし、広域化に対応するための指令系機器及び無線機器のプログラム改修については、必要最小限の範囲で行うこととする。なお、現在、豊明市消防本部及び長久手市消防本部が運用している通信施設（愛知県高度情報通信ネットワーク、愛知県広域災害・救急医療情報システム等）は尾三消防本部に統合し運用する。と検討調整されました。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第25号「通信施設」について、ご承認していただける方の挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第25号「通信施設」につきましては、原案のとおり決定しました。最後に、協議第26号「消防団との災害時の連携」について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

協議第26号「消防団との災害時の連携」について、説明いたします。検討調整結果につきましては、災害時の消防団の出動要請は、各構成市町の消防団担当部局を通して要請することとし、現場活動については、各消防署が対応することとする。各市町が整備している消防団の通信機器等については、継続使用する。と検討調整されました。消防団との災害時の連携につきましては、現在の尾三消防本部と同様の取扱いとなります。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ありがとうございました。ご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、協議第26号「消防団との災害時の連携」について、ご承認していただける方の、挙手をお願いいたします。

【委員】

<全員挙手>

【議長】

出席者全員のご承認をいただき、ありがとうございました。これによりまして、協議第26号「消防団との災害時の連携」につきましては、原案のとおり決定しました。協議事項はすべて終了いたしました。報告事項に移ります。

報告事項、第4回消防部会検討調整結果について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

第4回消防部会検討調整結果について、説明いたします。資料No.2をご覧ください。各項目概要のみ説明いたします。

「消防業務の事務分掌」現在の尾三消防本部消防署の組織に関する規程を基本とし統合する。

「統計の取扱い」現在の尾三消防組合が行っている統計の所管及び処理の方法を基本に統合する。

「消防計画」市町村が作成する消防計画については、現在の尾三消防組合では作成されていないが、組合消防としての必要性を含め、広域化時に検討する。

「通信指令業務の事務分掌」現在の尾三消防本部の組織に関する規則を基本とし統合する。尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会を解散する。

「消防団との連携」消防団の要請は、各市町の消防団条例の規定により各市町において実施することとし、消防指令センターは、各市町の消防団担当部局に対して消防団を要請するために必要な情報を電話、メール等を活用し速やかに情報提供するものとする。消防団の現場活動は、管轄の消防署が対応し情報共有を図ることとする。

「指令システム更新計画」広域化時は必要最小限の範囲で改修した指令システムで対応する。広域化後の指令システムの更新計画については、オペレーションソフトのサポート期限終了、国内の119回線が光回線に移行することにより故障時の部品調達が困難になることや電子機器の耐用年数等の物理的事情を考慮して検討した結果、平成28年度第4回消防通信指令事務協議会において、平成31年度にデジタル無線基地局移転も含め新指令システムを更新し、平成32年度から運用開始する方向性で決定された。

「予防広報車両」予防業務の強化により、広報、指導、査察等の出向機会の増加に対応するため、現有車両を有効活用し、各消防署に2台の予防広報車両を配置することが必要と考える。以上です。

【議長】

このことについて、何かご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

<意見なし>

【議長】

よろしいですか。では、最後に報告事項第4回総務部会検討調整結果について、事務局説明をお願いします。

【事務局】

第4回総務部会検討調整結果について、説明いたします。資料No.3をご覧ください。

「事務分掌」現在の尾三消防本部の組織に関する規則等を基本に、新体制の組織に応じた事務分掌を定める。

「管理者の専決事項」現在の尾三消防組合の管理者において専決処分することを得る事項に基づくものとする。

「決裁」現在の尾三消防組合決裁規程を基本に統合するものとする。

「議員報酬」広域化時の議員報酬は、現在の尾三消防組合議会議員の例により、年額45,000円とし、費用弁償については、宿泊料14,800円、日当3,000円、食卓料3,000円とする。なお、日当の支給については、構成市町間で差があるため、広域化後の議会において決定する。

「分限と懲戒」地方公務員法に基づき現尾三消防組合の例を基本に統合するものとする。なお、広域化前の処分履歴については、新組織に引継ぐものとする。

「定年・再任用」定年については、地方公務員法第28条の3の規定に基づき、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとし、職員の定年は、年齢60年とする。再任用については、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前までとする。

「休日休暇制度」現在の尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等を基本に統合するものとする。

「安全衛生委員会」現在の尾三消防組合の例に準じて統合することとする。安全衛生委員会に、安全管理者1人、衛生管理者1人を置き、安全衛生推進者、安全衛生委員として各消防署及び出張所に各1人を配置する。

「任用（再任用）」尾三消防組合の例を基本とし、任用については、面接、作文等の結果を総合的に判断し決定する。職員の定数、配置及び採用計画と関連があるため、再任用職員配置計画を策定し、再任用制度を有効に活用することとする。

「旅費」広域化時は、現在の尾三消防組合職員の旅費に関する条例を基本に統合することとし、広域化後は広域化後組織により調整することとする。

「資格取得」消防業務上必要な資格の取得については、広域化後の職員、装備の配置状況により予算にて対応する。予算措置のない資格取得については、取得費用に関する助成金制度を設けることとする。以上です。

【議長】

ありがとうございました。これについて、何かご意見等がございましたらお願いします。

【委員】

＜意見なし＞

【議長】

本日の協議事項、報告事項はすべて終了いたしました。最後に、その他で事務局からお願いします。

【事務局】

参考資料の消防広域化スケジュールにつきまして、ご説明いたします。

現行のスケジュールでは、9月の各構成市町定例議会にて、規約及び広域化に伴う移行経費の補正予算をご議決いただく予定でしたが、現時点におきまして、このスケジュールが現状の進行状況にそぐわないものとなっております。このことからスケジュールを一部変更させていただきたいと思っております。9月に上程をお願いしておりました件につきましては、12月の定例議会に、上程させていただくこととなりまして、これ以降、段取りを順に後送りさせていただくという変更でございます。

なお、次回の協議会、第6回協議会におきましては、現状の協議事項の残りの30項目、広域消防運営計画、新消防組合の規約のすべてを決定していただく必要がありますのでよろしく申し上げます。さらに、今後のスケジュールにおきましても、新消防組織の移行作業の期間が3か月ということで、いっそう厳しいスケジュールとなります。今後、各市町の格別なご理解とご理解、ご協力をお願いするものでございます。以上で説明とさせていただきます。

【議長】

ただ今の件について、ご意見はございますか。

【尾三消防組合議長】

今、聞いていた話について、尾三消防組合の議員としてもいろいろと協議を進めていきたいと考えていますが、本日は、愛知県から参加がお見えなので、確認させていただきたいのは、消防の広域化の推進期限について、平成30年4月1日で終わるという状況ですが、国の動きというのは何か変化があるか。その点について、お聞かせください。

【愛知県消防保安課長】

ご質問いただいた今後の見通しですが、確かに期限はまいますが、今後どうするのかということは消防庁が検討しております。今のところ、何ら明らかになって

いません。その点につきましては、情報が入り次第お伝えしていきます。

【議長】

よろしいですか。

【尾三消防組合議長】

はい。よろしく申し上げます。

【議長】

ほかに、よろしいでしょうか。

【東郷町議長】

本日の件について、確認をさせてください。今、スケジュールの説明で、9月上程を予定しているものを12月にと話がありました。9月上程するのであれば、お盆明けには、すべてのものが揃っているという状況を作らなければいけなかったところ、無理だということですが、ずらせる最後と思うのですが、ずらさざるを得なかった事由を説明してください。

【議長】

事務局、お願いします。

【事務局】

広域のためには、まず広域消防運営計画を策定する決まりがあります。この運営計画の策定には、協議事項が40項目あります。これがすべて決まらないと、運営計画ができない状況になっています。さらにそれ以外の88項目があるということになります。その運営計画ですが、協議が進まなければ前には進めないという状況でございます。

【東郷町議長】

広域消防運営計画の協議項目の40と88項目が決まらないと進めないということがわかっていて、広域化を進めていたという中で、これまで取り組んでいただいていると思います。その中で順調に進んだ部分もあって、まとまらない部分もあると思いますが、私が心配するのは、尾三の管内は、人力的なことをどういう形で補充するのかわかりませんが、新尾三消防と旧尾三消防でいうと、旧尾三消防で採用するんだろうなということで見ているのですが、どういう形でそういうところが明確

になってきているのかわからない。どこが、問題になっているのか、先程の適正化計画のところもそうなっていると思いますが、次の協議会で急に出されて、その場で、はい、そうですかと行くのかどうか。それから、何が問題になっているのか、もう少し明確にさせていただけると、こちらとしても事前に調査等もいろいろできると思いますが、いかがでしょうか。

【議長】

事務局お願いします。

【事務局】

先程、委員がおっしゃったとおり、全128項目あります。この中で決まっていない事項があります。そのリストをご覧くださいということでよろしいでしょうか。

【東郷町議長】

決まっていないことよりも、なぜ、決まらないかということが大事だと思います。

【事務局】

協議項目については、構成市町が全員OKして、協議が整わなければ上には上がってこないというシステムになっていますので、その協議が、整っていないということです。

【議長】

よろしいですか。

【東郷町議長】

この中で、現状の課題をしっかりと明示していますので、先程の話で、これが整わないと30年度からスタートできなくてその次となると、採用しない豊明市、長久手市に多大な迷惑がかかる状態になりますので、そういうところをよく理解したうえで進めていただきたいということです。

【議長】

よろしいでしょうか。

【長久手市長】

基礎的なところですが、例えば消防予算の関係で長久手市では、担当部局が、こ

これはダメ、ここを削れとかを言っていたのですが、これからは、愛知中部水道企業団の幹事会のような組織があるのでしょうか。

【日進市長】

あります。こういう大事な話を詰めなければいけない。新たな事務局体制をどうするかということ、5市町が責任をもってやっていく。体制の中核をどのようにしていくかを、行政として責任を取った形で我々の方向の中で、対応できる事務局を作り上げていかないといけない。行政と消防の双方が動いていかないといけないので、協議に時間がかかる。この5市町の広域化は、吸収合併でなくて、長久手市と豊明市から依頼を受け、検討してお互いが得する組織を作りましょうということになってますから、誰に迷惑を掛けるとか、誰がどうのということではなくて、全部が得するという話し合いを積み上げていき、結果として我々も議会に説明を付けなければなりません。そういう意味で時間がかかりますということをお願いしているわけです。この熟成度を高めないかぎり、広域化の手続きだけを行っておいて、後で解決しようというのは至難の業で解決はできません。解決の方向性をきっちり決めておいて、来年からこうしましょう、再来年からこうしましょうという形まで我々で想定しておかなければ、この広域化はうまくいかないと思います。私は、広域化してしまってから片づけようなんて片づくわけがないと、強く思っていますので、ある程度の道筋が出るまで、目標期日の30年4月を否定はしませんが、もし仮に、30年4月にできなかったとしても、もっと大きな効果がある広域化でないといけないと、私はいつも考えていますので、焦らず、しっかり大地に足を着けてみんなが得する消防を作りましょう。必ず得するに決まっているので必ず成功させなければいけない。

【議長】

よろしいですか。2通りの考え方がありまして、一つは、日進市長がお話しされた内容と、もう一つは、30年4月に広域しましょうということでやれる範囲でしっかりやろう、残りのものを広域化してから検討しようじゃないかという2つの案があって、まとまっていないという状況です。全部を広域化前にやるという考えもあるし、広域してからしっかり検討しながらやっという考えがあってまとまっていない状況です。付け加えて申し上げます。他によろしいですか。

【委員】

<意見なし。>

【議長】

それでは、本日は、出席者皆様のご協力によりまして、円滑に議事が進行いたしましたこととたくさんのご意見をいただきありがとうございました。また、提出されました協議事項につきましては、全会一致で決定いただき、まことにありがとうございました。まだまだ多くの協議調整事項がございますので、今後とも当協議会の運営に関しまして格別なる、ご理解及びご協力を賜りますようお願いいたしまして、閉会のあいさつといたします。

【事務局】

ありがとうございました。これをもちまして、第5回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会のすべてを終了といたします。本日は、まことにありがとうございました。

午後 0時5分 閉会

上記会議録が正確であることを署名する。

平成29年8月7日

会議録署名委員

✠ 俣 患 治 

会議録署名委員

月 岡 修 一 

第5回尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会次第

日 時 平成29年8月7日(月)

午前11時00分から

場 所 尾三消防本部3階講堂

1 あいさつ

2 協議事項

- (1) 協議第17号
協議調整事項番号 5 「消防本部の位置」について
- (2) 協議第18号
協議調整事項番号 8 「部隊運用等」について
- (3) 協議第19号
協議調整事項番号 9 「指令センター運用」について
- (4) 協議第20号
協議調整事項番号 11 「消防署等の名称」について
- (5) 協議第21号
協議調整事項番号 15 「採用計画」について
- (6) 協議第22号
協議調整事項番号 18 「議員選挙方法」について
- (7) 協議第23号
協議調整事項番号 19 「議会運営」について
- (8) 協議第24号
協議調整事項番号 26 「教育訓練・研修等」について
- (9) 協議第25号
協議調整事項番号 29 「通信施設」について
- (10) 協議第26号
協議調整事項番号 36 「消防団との災害時の連携」について

資料No.1

3 報告事項

- (1) 第4回消防部会検討調整結果について
- (2) 第4回総務部会検討調整結果について

資料No.2

資料No.3

4 その他

協議第 17 号

協議調整事項番号 5 「消防本部の位置」について

現在の尾三消防本部（愛知郡東郷町大字諸輪字曙 18 番地）を
広域化後の消防本部の位置とする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	74
決裁区分	協議会

項目番号	5	協議調整事項番号	5	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	消防本部の位置
------	---	----------	---	------	----	-----	----	-----	---	------	---------

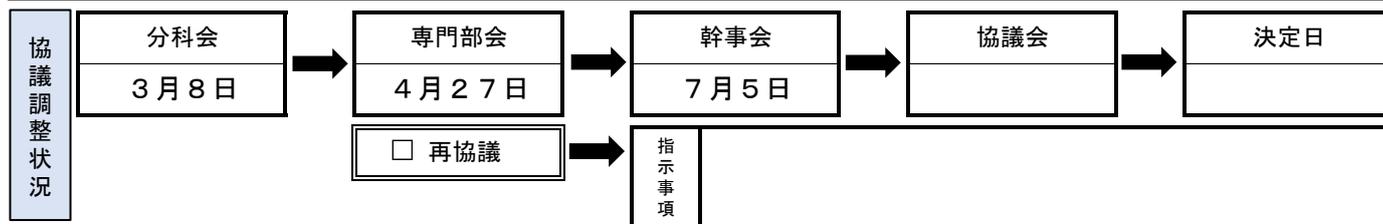
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐兼企画調整担当係長 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	尾三消防本部及び消防署設置条例	豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	長久手市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
関係団体			
平成28年度予算(千円)			
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現状	【名称】 尾三消防本部 【位置】 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地	愛知県豊明市沓掛町宿234番地	上記条例に基づき現在の位置に設置されている。 位置：長久手市岩作長池51番地

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	現在の尾三消防本部(愛知郡東郷町大字諸輪字曙18番地)を広域化後の消防本部の位置とする。
--------	--

広域化後の課題	
---------	--

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	---



協議第18号

協議調整事項番号8「部隊運用等」について

現在の尾三消防本部警防規程に基づく災害種別毎の出動車両及び出動車両数を基本とする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	107
決裁区分	協議会

項目番号	26	協議調整事項番号	8	専門部会	消防	分科会	警防	ランク	A	調整項目	部隊運用等
------	----	----------	---	------	----	-----	----	-----	---	------	-------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	特別消防隊	消防本部消防署	消防第1課
担当者職・氏名	課長補佐 近藤哲也	署長補佐第1担当 三宅俊章	課長 伊藤 薫
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> 尾三消防本部消防業務規程 尾三消防本部警防規程 尾三消防本部警防出動実施要綱 	<ul style="list-style-type: none"> ■豊明市警防規程 ・豊明市消防業務規程 ・豊明市救急業務規程 ・豊明市救助業務規程 ○署内規事項 	長久手市消防本部警防規程
関係団体		なし	
平成28年度予算(千円)		なし	
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現状	・出動部隊、隊編成等は別紙の規程及び要綱のとおり 【消防業務規程】 例・出動区分・先着隊の活動・広報活動・安全管理について等 【警防規程】 例・消防部隊の編成基準(大隊、中隊、小隊の編成)・消防部隊の出動区域・火災種別ごとの出動部隊数・救助種別ごとの出動部隊数・指揮命令系統・指揮支援隊の活動 【警防出動実施要綱】 例・火災出動区域・救急出動区域・現場指揮本部設置要領	上記の規程による。 ■豊明市警防規程参照 ・別表第1(第15条関係) 火災出動種別出動消防部隊数 ・別表第2(第16条関係) 救急出動種別出動消防部隊数 ・別表第3(第17条関係) 救助出動種別出動消防部隊数 ・別表第4(第18条関係) 伊勢湾岸自動車道災害出動消防部隊数 ・別表第5(第19条関係) 警戒出動種別出動消防部隊数 ・別表第6(第20条関係) 特殊災害出動種別出動消防部隊数 ・別表第7(第25条、第26条関係) 現場指揮本部編成表 ・別表第8(第25条関係) 指揮体制対応表 ・別表第9(第27条関係) 指揮命令系統 ・署内規事項 5台運用災害一次出動編成表	長久手市消防本部警防規程別表のとおり(別添)

現状の課題	尾三	・配備車両に対して人員が不足している。 (例1:各出張所4名の当務員で救急車とタンク車を乗り換え運用している。) (例2:特別消防隊の救急隊で救急車と化学車を乗り換え運用している。)
	豊明	建物火災時に救助工作車が出動不能となる。 土日、休日、夜間については、勤務員によって指揮統制車が出動不能となる。
	長久手	なし

検討調整結果	現在の尾三消防本部警防規程に基づく災害種別毎の出動車両及び出動車両数を基本とする。
--------	---

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	---



協議第19号

協議調整事項番号9「指令センター運用」について

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センターを新組織の指令課として運用する。

人員については、新組織決定後に調整することとするが、現在の指令センターの人員（19名）を維持する。ただし、指令業務の安定運用を考慮すると、指令課長以下20名体制（日勤2名、交代勤務員18名）が望ましいと考える。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	113
決裁区分	協議会

項目番号	51	協議調整事項番号	9	専門部会	消防	分科会	指令	ランク	A	調整項目	指令センター運用
------	----	----------	---	------	----	-----	----	-----	---	------	----------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	指令課	消防総務課情報指令室	通信指令室
担当者職・氏名	課長補佐 池田典之	課長補佐 秋田公泰	室長 伊藤義博
根拠法令等	消防通信指令事務協議会規程	消防通信指令事務協議会規程	消防通信指令事務協議会規程
関係団体	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター
平成28年度予算(千円)			
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現状	協議会方式で運用している 派遣人員12名 センター長 1名(日勤) 指令員 9名(交代制勤務) 再任用 3名(変則毎日勤務)	協議会方式で運用している。 派遣人員5名 副センター長 1名(日勤) システム担当 1名(日勤) 指令員 3名(交代制勤務) 交代勤務者の勤務シフトは尾三に準じている。	協議会方式で運用している。 派遣人員4名 指令室長兼システム担当 1名(日勤) 指令員 3名(交代制勤務) 交代勤務者の勤務シフトは尾三に準じている。

現状の課題	尾三	通信システムに精通している職員が少ないため、指令台がダウンした場合に対応できるように日勤のシステム担当を置く必要がある。
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センターを新組織の指令課として運用する。 人員については、新組織決定後に調整することとするが、現在の指令センターの人員(19名)を維持する。ただし、指令業務の安定運用を考慮すると、指令課長以下20名体制(日勤2名、交代勤務員18名)が望ましいと考える。
--------	--

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	---



協議第20号

協議調整事項番号11「消防署等の名称」について

消防署の名称は、日進消防署、みよし消防署、東郷消防署、豊明消防署及び長久手消防署とする。出張所の名称は、日進消防署西出張所、みよし消防署南出張所、豊明消防署南部出張所とする。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	80
決裁区分	協議会

項目番号	59	協議調整事項番号	11	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	消防署等の名称
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	---------

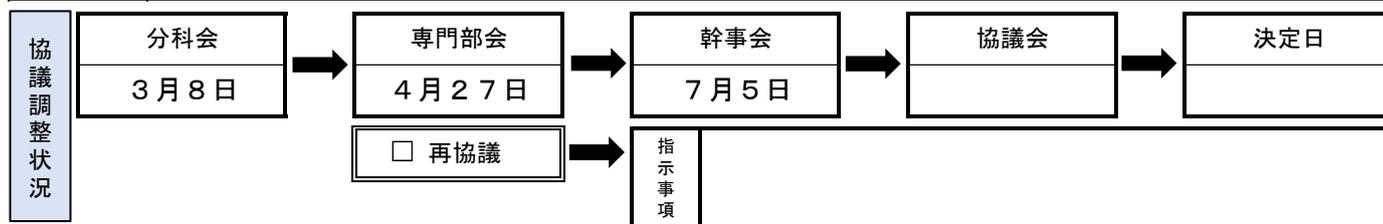
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐(企画調整担当) 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	・尾三消防本部及び消防署設置条例	・豊明市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 ・豊明市消防署の組織に関する規程	長久手市消防本部及び消防署の設置等に関する条例
関係団体		なし	
平成28年度予算(千円)		なし	
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現状	・消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 尾三消防本部日進消防署 尾三消防本部みよし消防署 尾三消防本部東郷消防署 尾三消防本部日進消防署西出張所 尾三消防本部みよし消防署南出張所	豊明市消防署 豊明市消防署南部出張所	上記条例により名称が決定している。 名称：長久手市消防本部 長久手市消防署

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	消防署の名称は、日進消防署、みよし消防署、東郷消防署、豊明消防署及び長久手消防署とする。出張所の名称は、日進消防署西出張所、みよし消防署南出張所、豊明消防署南部出張所とする。
--------	---

広域化後の課題	
---------	--

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	---



協議第 2 1 号

協議調整事項番号 1 5 「採用計画」について

新組織の定員適正化計画に基づき職員の採用計画を決定する。
なお、広域化当初に係る当面の採用計画については、広域化前に策定する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	82
決裁区分	協議会

項目番号	63	協議調整事項番号	15	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	採用計画
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	------

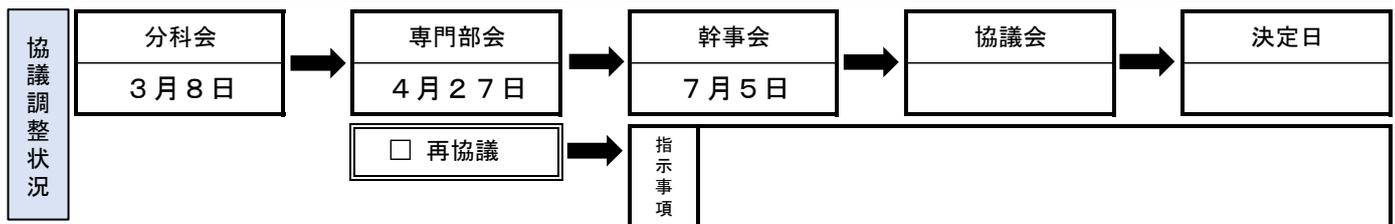
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐兼企画調整担当係長 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	尾三消防組合消防力整備計画	豊明市消防本部定員適正化計画 豊明市任用委員会	長久手市定員適正化計画(H27~31) 長久手市人員配置計画
関係団体		なし	
平成28年度予算(千円)		なし	
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現状	定年退職者等に伴う欠員補充	豊明市では、定員適正化計画に基づき職員採用をしているが、29年度は、豊明市任用委員会において消防職員の採用は0名が決定された。 なお、29年度採用3名分については、28年度採用人員を3名増して対応した。 適正化計画による採用計画 29年度 3名 (定年退職者1名) 30年度 5名 (定年退職者1名)	上記計画に基づき採用等計画されているが、29年度は消防職員の採用はしないと決定した。 人員配置計画による計画(H27.8) 29年度 4名 (定年退職者1名) 30年度 5名 (定年退職者2名)

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	新組織の定員適正化計画に基づき職員の採用計画を決定する。なお、広域化当初に係る当面の採用計画については、広域化前に策定する。
--------	--

広域化後の課題	
---------	--

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input checked="" type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	--



協議第 2 2 号

協議調整事項番号 1 8 「議員選挙方法」について

構成市町の議員選出方法によって選出する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	84
決裁区分	協議会

項目番号	66	協議調整事項番号	18	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	議員選挙方法
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	--------

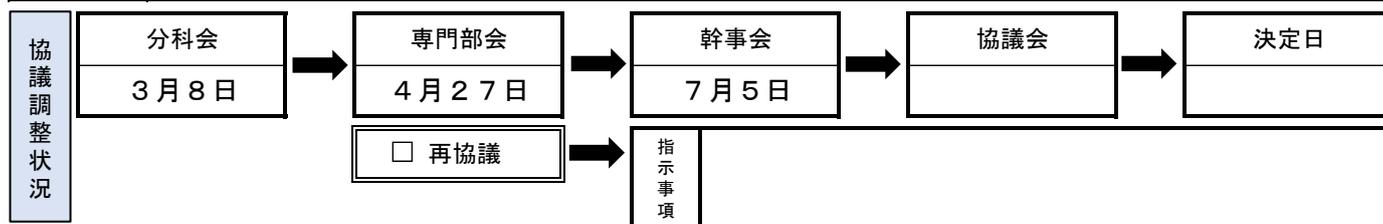
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐兼企画調整担当係長 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	尾三消防組合同規約	東部知多衛生組合同規約第6条 愛知中部水道企業団規約第6条第1項 愛知県競馬組合同規約第5条第1項	長久手市議会委員会に関する条例
関係団体		豊明市議会	
平成28年度予算(千円)			
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施
現 状	①組合議員は、組合市町の議会においてその議会の議員の中から選挙する。 ②組合議員の任期は、組合市町の議会の議員の任期による。 ③組合議員に欠員を生じたときは、その欠員を生じた組合市町の議会は直ちに補欠選挙を行わなければならない。 ④選挙が終わったときは、組合市町の長は直ちにその結果を組合の管理者に通知しなければならない。	豊明市においては、市議会議員から東部知多衛生組合、愛知中部水道企業団、愛知県競馬組合へ組合議会の議員の選出を実施。 なお、実施方法については、別紙根拠法令のとおり。	上記に基づく。

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	構成市町の議員選出方法によって選出する。
--------	----------------------

広域化後の課題	
---------	--

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	---



協議第 2 3 号

協議調整事項番号 1 9 「議会運営」について

議会運営については、現在の尾三消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定することが望ましいと考える。

議会運営委員会の委員数は、5人とし、各市町1人を選出するのが望ましいと考える。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	85
決裁区分	協議会

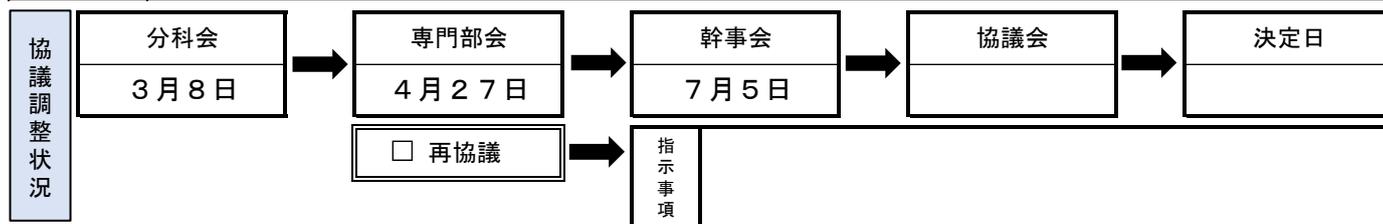
項目番号	67	協議調整事項番号	19	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	議会運営
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名	主幹 村瀬昭二	課長補佐兼企画調整担当係長 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等	尾三消防組合議会運営委員会条例	豊明市議会委員会条例	<ul style="list-style-type: none"> ・長久手市議会基本条例 ・長久手市議会の定例会の回数を定める条例 ・長久手市議会の定例会の招集時期を定める条例 ・長久手市議会委員会に関する条例 ・長久手市議会会議規則 ・長久手市議会事務局に関する条例 ・長久手市議会事務局処務規程 ・長久手市議会個人情報保護規程
関係団体			長久手市議会
平成28年度予算(千円)			
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施
現状	【議会運営委員会条例】 ①委員の定数は6名 ②委員の任期は議員の任期 ③委員は議長が会議に諮って指名 ④委員長及び副委員長は委員会において互選 ⑤委員長及び副委員長の任期は委員の任期	議会運営委員会については、豊明市議会委員会条例第4条により正副委員長を含め8名で構成されている。	上記関係規定による。
現状の課題	尾三	なし	
	豊明	なし	
	長久手	なし	

検討調整結果
 議会運営については、現在の尾三消防組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の消防組合議会において決定されることが望ましいと考える。
 議会運営委員会の委員数は、5人とし、各市町1人を選出するのが望ましいと考える。

広域化後の課題

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化	<input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止
	<input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止	



協議第 2 4 号

協議調整事項番号 2 6 「教育訓練・研修等」について

現在、3 消防本部が行っている教育訓練・研修を基本とし、広域化後の組織規模に応じて統合して実施する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	99
決裁区分	協議会

項目番号	98	協議調整事項番号	26	専門部会	総務	分科会	人事	ランク	A	調整項目	教育訓練・研修等
------	----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	----------

団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	総務課	消防総務課	消防本部総務課
担当者職・氏名		課長補佐(企画調整担当) 相木義博	総務課主幹 久保田直也
根拠法令等		なし	
関係団体		愛知県消防学校、消防大学校、名古屋市救急救命研修所、救急救命東京研修所	
平成28年度予算(千円)	5,826千円	4,232千円	6,781千円
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input checked="" type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現状	①消防大学校1名 337千円 ②県消防学校 1,255千円 ・初任科6名 ・警防科1名 ・危険物科1名 ・救急科5名 ・救助科1名 ・はしご運用科1名 ・上級幹部科1名 ・地震防災科1名 ・指揮隊科1名 ・外傷講習Bコース1名 ・水難救助科1名 ③消防車両(大型)研修 15名 161千円 ④ロープレスキュー研修 50千円 ⑤救命士養成 2名 3,571千円 ⑦気管挿管再教育 2名 10千円 ⑧処置拡大追加講習 1名 10千円 ⑨プロトコル運用教育(包括)3名 15千円 ⑩プロトコル運用教育(薬剤・挿管) 4名 20千円 ⑪県消防設備講習 1名 5千円 ⑫火災科学セミナー 1名 2千円 ⑬市町村振興協会研修(旅費のみ) ・課長補佐研修 7名 ・広報研修 1名 ・折衝力・交渉力向上研修 1名 ⑭教養視察研修(旅費のみ) 2名	①消防大学校 337千円 幹部科 1名 ②県消防学校 2,420千円 ・初任科 7名 ・警防科 1名 ・危険物科 1名 ・救助科 1名 ・水難救助科 1名 ・はしご運用科1名 ・上級幹部科 1名 ・地震防災科 1名 ・指揮隊科 1名 ・女性防火ク指導者科 1名 ③救命士養成研修 1名 2,071千円 ④指導救命士養成研修1名 324千円 ⑤全国救急隊員又は救助隊員シンポ ⑥液化石油ガス保安研修 10千円 ⑦ダイビング訓練 16名 ⑧処置拡大追加講習 1名 10千円 ⑨救命士再教育 19名 190千円 ⑩運用試験(挿管) 1名 10千円 ⑪運用試験(薬剤)2名 10千円	①消防大学校 幹部科 1名 337千円 ②県消防学校 1,607千円 ・初任科 4名 ・危険物科 1名 ・救急科 3名 ・はしご運用科1名 ・上級幹部科 1名 ・女性防火ク指導者科 1名 ③救命士養成研修 2名 4,142千円 ④特殊災害事例等視察研修 2名 80千円 ⑤火災科学セミナー等 1名 40千円 ⑥消防技術者会議 1名 46千円 ⑦東京消防庁受託研修 1名 105千円 ⑧液化石油ガス保安法研修 1名 35千円 ⑨全国救助シンポジウム 1名 25千円 ⑩消防隊員育成事業先進地視察研修 2名 80千円 ⑪警防業務リーダー研修会 1名 40千円 ⑫消防職員安全衛生研修会 1名 40千円 ⑬安全技能教習委託 3名 48千円 ⑭全国救急隊員シンポジウム 1名 51千円 ⑮日本臨床救急医学会 1名 75千円 ⑯日本救急医学会中部地方会 1名 30千円

現状の課題	尾三 なし	豊明 予算的には派遣が可能であっても、人員的に派遣できない場合がある。特に消防署。	長久手 なし
-------	-------	---	--------

検討調整結果	現在、3消防本部が行っている教育訓練・研修を広域化後の組織規模に応じて統合して実施する。
広域化後の課題	

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	--



協議第 25 号

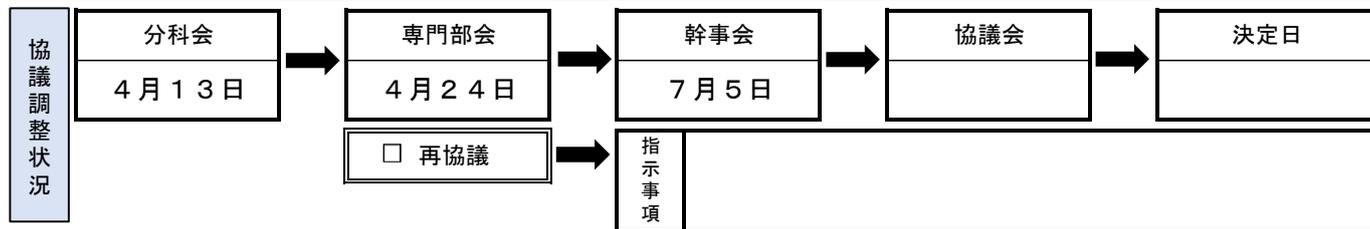
協議調整事項番号 29 「通信施設」について

通信施設の機器は、現行の施設（指令センター、各署所及び車両の指令系機器並びに無線機器）を継続して使用することとし、広域化に対応するための指令系機器及び無線機器のプログラム改修については、必要最小限の範囲で行うこととする。なお、現在、豊明市消防本部及び長久手市消防本部が運用している通信施設（愛知県高度情報通信ネットワーク、愛知県広域災害・救急医療情報システム等）は尾三消防本部に統合し運用する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	114
決裁区分	協議会

項目番号	107	協議調整事項番号	29	専門部会	消防	分科会	指令	ランク	A	調整項目	通信施設
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)				豊明市			長久手市			
担当課	指令課				消防総務課情報指令室			通信指令室			
担当者職・氏名	課長補佐 池田典之				課長補佐 秋田公泰			室長 伊藤義博			
根拠法令等	・消防通信指令事務協議会規約 ・愛知県広域災害・救急医療情報システム設置及び運営に関する協定書				・消防通信指令事務協議会規約 ・愛知県広域災害・救急医療情報システム設置及び運営に関する協定書			・消防通信指令事務協議会規約 ・愛知県広域災害・救急医療情報システム設置及び運営に関する協定書			
関係団体	愛知県 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター				愛知県 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター			愛知県 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防指令センター			
平成28年度予算(千円)	168				211			112			
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施				<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施			<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施			
現状	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月、尾三消防組合、豊明市、長久手市消防通信指令事務協議会が発足、平成25年4月1日、消防指令センターが開所し、指令業務共同化、通信施設の共同運用をしている。 愛知県高度情報通信ネットワーク、愛知県広域災害・救急医療情報システム(イミス・エティス)を指令センター内で運用している。 愛知県広域災害・救急医療情報システム負担金：80(千円) 愛知県高度情報通信ネットワーク負担金：88(千円) 				<ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月、尾三消防組合、豊明市、長久手市消防通信指令事務協議会が発足、平成25年4月1日、消防指令センターが開所し、指令業務の共同化、通信施設の共同運用をしている。 愛知県高度情報通信ネットワーク、愛知県広域災害・救急医療情報システム(イミス・エティス)の端末は豊明市消防本部、消防署警防対策室に配置されており、運用、管理は消防署となっているが、指令センター内では尾三消防組合の端末で使用可能となっている。 愛知県広域災害・救急医療情報システム負担金：120(千円) 愛知県高度情報通信ネットワーク負担金：91(千円) 			<ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月、尾三消防組合、豊明市、長久手市消防通信指令事務協議会が発足され、平成25年4月1日に消防指令センターが開所し、指令業務の共同化、通信施設の共同運用を行っている。 長久手市の愛知県高度情報通信ネットワークについては、400系が消防署に設置されており署で運用している。 また、指令センターにおいて、尾三消防組合の端末が利用可能となっている。 愛知県広域災害・救急医療情報システム負担金：22(千円) 愛知県高度情報通信ネットワーク負担金：90(千円) 			
現状の課題	尾三	なし									
	豊明	なし									
	長久手	なし									
検討調整結果	通信施設の機器は、現行の施設(指令センター、各所署及び車両の指令系機器並びに無線機器)を継続して使用することとし、広域化に対応するための指令系機器及び無線機器のプログラム改修については、必要最小限の範囲で行うこととする。なお、現在、豊明市消防本部及び長久手市消防本部が運用している通信施設(愛知県高度情報通信ネットワーク、愛知県広域災害・救急医療情報システム等)は尾三消防本部に統合し運用する。										
広域化後の課題	なし										
調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止										



協議第 26 号

協議調整事項番号 36 「消防団との災害時の連携」について

災害時の消防団の出動要請は、各構成市町の消防団担当部局を通して要請することとし、現場活動については、各消防署が対応することとする。各市町が整備している消防団の通信機器等については、継続使用する。

尾三消防組合・豊明市・長久手市消防広域化協議会 調整調書

番号	34
決裁区分	協議会

項目番号	122	協議調整事項番号	36	専門部会	消防	分科会	警防	ランク	A	調整項目	消防団との災害時の連携
------	-----	----------	----	------	----	-----	----	-----	---	------	-------------

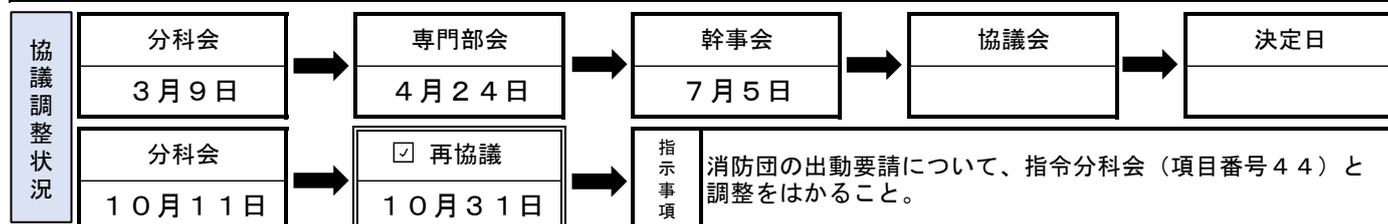
団体名	尾三消防組合(みよし市・日進市・東郷町)	豊明市	長久手市
担当課	特別消防隊	消防本部消防署	消防第1課
担当者職・氏名	課長補佐 近藤哲也	消防署長補佐(第1係担当)三宅俊章	課長 伊藤 薫
根拠法令等	尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱(第30条)	<input checked="" type="checkbox"/> 豊明市消防計画 <input checked="" type="checkbox"/> 豊明市地域防災計画 <input type="checkbox"/> 災害時消防団マニュアル	長久手市消防計画 長久手市地域防災計画 消防団活動マニュアル
関係団体		豊明市消防団	長久手市消防団
平成28年度予算(千円)		—	5,103
事業実施方法	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 消防で直接実施	<input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> 補助金・交付金 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 消防で直接実施
現 状	尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱(第30条)において、「災害現場活動及び鎮火後の措置等は、各市町消防団と緊密な連絡、協調を図るものとする。」としている。 具体的には、火災現場であれば消火活動のほかに消防警戒区域の設定及び警備、交通整理、鎮火後の再燃防止のための監視や巡視、現場保全区域の保全等について協力を求めている。	消防団との連携については、火災現場における群集整理、交通整理、鎮火後の監視・巡視、現場保存等の後方支援活動を基本としているが、火災の規模によっては、放水や中継送水といった火災戦闘に加わることもある。 招集方法については、消防指令センターからの招集メールによって参集する。 通信手段については、MCA無線及び簡易デジタル無線を配備し、消防本部、現場指揮本部との連携を確保している。	消防団との連携については、火災現場における消防警戒区域の設定及び警備、交通整理、鎮火後の再燃防止のための監視や巡視、現場保全区域の保全等を基本としているが、火災の規模によっては、放水や中継送水といった火災戦闘を実施する。 消防団の招集にあつては、指令センターからのメール配信及び順次指令による。 現場到着後の通信手段は、特定省電力トランシーバーによる。(本年度中にMCA無線機を配備予定)

現状の課題	尾三	なし
	豊明	なし
	長久手	なし

検討調整結果	災害時の消防団の出動要請は、各構成市町の消防団担当部局を通して要請することとし、現場活動については、各消防署が対応することとする。各市町が整備している消防団の通信機器等については、継続使用する。
--------	---

広域化後の課題	なし
---------	----

調整区分	<input checked="" type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 存続 <input type="checkbox"/> 一元化 <input checked="" type="checkbox"/> 広域化時に統合 <input type="checkbox"/> 広域化時に再編 <input type="checkbox"/> 広域化時に廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に統合 <input type="checkbox"/> 広域化後に再編 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 広域化後に廃止
------	--



第4回消防部会検討調整結果一覧

警防分科会

項目番号	調整項目	調整結果
12	消防業務の事務分掌	現在の尾三消防本部消防署の組織に関する規程を基本とし統合する。
16	統計の取扱い	現在の尾三消防組合が行っている統計の所管及び処理の方法を基本に統合する。
48	全般) 消防計画	市町村が作成する消防計画については、現在の尾三消防組合では作成されていないが、組合消防としての必要性を含め、広域化時に検討する。

指令分科会

項目番号	調整項目	調整結果
15	通信指令業務の事務分掌	現在の尾三消防本部の組織に関する規則を基本とし統合する。 尾三消防組合・豊明市・長久手市消防通信指令事務協議会（法定協議会）を解散する。
44	消防) 消防団との連携	現在の尾三消防本部の例を基本とし、消防団の要請は、各市町の消防団条例の規定により各市町において実施することとする。指令課は、各市町の消防団担当部局に対して消防団を要請するために必要な情報を電話、メール等を活用し速やかに情報提供するものとする。 消防団の現場活動は、管轄の消防署が対応し情報共有を図ることとする。

108	指令システム更新計画	<p>広域化時は必要最小限の範囲で改修した指令システムで対応する。(調書107-29)</p> <p>広域化後の指令システムの更新計画については、オペレーションソフト(Windows7)のサポート期限終了、国内の119回線(現状は、メタル回線)が光回線に移行することにより故障時の部品調達が困難になることや電子機器の耐用年数等の物理的事情を考慮して検討した結果、平成28年度第4回消防通信指令事務協議会において、平成31年度にデジタル無線基地局移転も含め新指令システムを更新し、平成32年度から運用開始する方向性で決定された。</p>
-----	------------	---

予防分科会

項目 番号	調整項目	調整結果
27	予防) 予防広報車両	<p>予防業務の強化により、広報、指導、査察等の出向機会の増加に対応するため、現有車両を有効活用し、各消防署に2台の予防広報車両を配置することが必要と考える。</p>

第4回総務部会検討調整結果一覧

人事・給与分科会

項目 番号	調整項目	調整結果
10	事務分掌	現在の尾三消防本部の組織に関する規則等を基本に、新体制の組織に応じた事務分掌を定める。
18	管理者の専決事項	現在の尾三消防組合の管理者において専決処分することを得る事項に基づくものとする。
19	決裁	現在の尾三消防組合決裁規程を基本に統合するものとする。
68	議員報酬	広域化時の議員報酬は、現在の尾三消防組合議会議員の例により、年額 45,000 円とし、費用弁償については、宿泊料 14,800 円、日当 3,000 円、食卓料 3,000 円とする。なお、日当の支給については、構成市町間で差があるため、広域化後の議会において決定する。
75	分限と懲戒	地方公務員法に基づき、現在の尾三消防組合の例を基本に統合するものとする。なお、広域化前の処分履歴については、新組織に引継ぐものとする。
76	定年・再任用	現在の尾三消防組合の例により、定年については、地方公務員法第28条の3の規定に基づき、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職することとし、職員の定年は、年齢60年とする。 再任用については、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前までとする。

77	休日休暇制度	現在の尾三消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等を基本に統合するものとする。
84	安全衛生委員会	現在の尾三消防組合の例に準じて統合することとする。 安全衛生委員会に、安全管理者1人、衛生管理者1人を置き、安全衛生推進者・安全衛生委員として各消防署及び出張所に各1人を配置する。
86	任用（再任用）	現在の尾三消防組合職員の再任用に関する条例等を基本とし、任用については面接、作文等の結果を総合的に判断し決定する。 職員の定数、配置及び採用計画と関連があるため、再任用職員配置計画を策定し、再任用制度を有効に活用することとする。
95	旅費	広域化時は、現在の尾三消防組合職員の旅費に関する条例を基本に統合することとし、広域化後は広域化後の組織により調整することとする。
101	資格取得	現在の尾三消防組合の例を基本とし、消防業務上必要な資格の取得については、広域化後の職員、装備の配置状況により予算にて対応する。 予算措置のない資格取得については、取得費用に関する助成金制度を設けることとする。